

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「福祉手帳」という。）の障害等級認定の変更を求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条2項の規定に基づき、平成29年3月31日付けで発行した福祉手帳の更新決定処分のうち、障害等級を2級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、1級への変更を求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

一人での生活ができない上、トイレ、入浴、食事及び寝起きも一人ではできず、外出も一人ではできない状況にあり、介護が必要である。主治医からも今回は障害等級1級が相応であると言われたにも関わらず、2級との決定は納得がいかず、1級への変更を求める。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 9月11日	諮問
平成29年10月17日	審議（第14回第2部会）
平成29年12月 1日	審議（第15回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に福祉手帳の交付を申請することができる旨を規定し、同条2項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨を規定し、同条4項は、福祉手帳の交付を受けた者は2年ごとに同条2項で定める精神障害の状態にあることについて都道府県知事の認定を受けなければならない旨を規定している。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条では、別紙2のとおり、「障害等級」及び「精神障害の状態」について規定している。

(3) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の2つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

(4) そして、法45条1項及び法施行規則23条1号によれば、福祉手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされており、法45条4項及び法施行規則28条1項によれば、2年ごとの更新申請の場合も同様であるとされていることから、更新申請に係る本件においても、上記1・(3)の総合判定は、本件診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点がないければ、本件処分を取り消し、又は変更する理由があるとはできない。

2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうかを検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書には、請求人の主たる精神障害として記載されている「双極性感情障害 ICDコード（F31）」（別紙

1・1)は、ICD-10の分類によると、判定基準の「気分(感情)障害」に該当する。

判定基準によれば、「気分(感情)障害」による機能障害について、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄(別紙1・3)には、「H22年頃より、不眠・不安・イライラ・落ち着かなさが出現。2月28日に人ゴミで倒れ、心肺停止になってから、限定された場所しか外出出来なくなってきたため、H22年3月25日に当診療所を初診した。その後は気分変動を認め、抑うつ状態と軽躁状態とを反復しており、殆ど就労出来ない状態が続いている。また、H28年3月6日に母親が亡くなり、抑うつ気分が継続している。」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」欄(別紙1・4)には、「抑うつ状態(思考・運動抑制、憂うつ気分、その他(不眠・不安))、躁状態(行為心迫、多弁、感情高揚・易刺激性)、不安及び不穏(強度の不安・恐怖感)、てんかん発作等(けいれん及び意識障害)(てんかん発作 発作型：ハ(意識障害の有無を問わず、転倒する発作) 頻度：1回/年 最終発作：H24年2月)」と記載され、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」の欄(別紙1・5)には、「うつ状態と軽躁状態とを反復している。服薬は規則正しくできず、沢

山飲んだり飲まなかったり、と指導にのれない。食事・生活リズムも不規則で、他者との関わりができる時は極めて易怒的である。」と記載されている。

これらの記載によれば、請求人は精神疾患を有し、その状態としては、気分及び意欲・行動の障害の病相期があり、かつ、それらを繰り返していること、請求人の母の死去後、抑うつ状態が継続していることが認められる。

しかし、母の死去後、より重度の抑うつ状態が生起したということが読み取れる具体的記述はなく、これまで請求人が精神疾患で入院治療を行ったという経過の記載もないことから、従前より症状が著しく悪化したとは認められず、また、これらの症状が高度であるとまでは判断し難い。

したがって、請求人の機能障害の程度については、判定基準等によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」（1級）とまでは認められず、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」として、障害等級2級に該当すると判定するのが相当である。

## (2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の判定」欄（別紙1・6・(2)）では、8項目中6項目が「できない」、2項目が「援助があればできる」と、「日常生活能力の程度」欄（別紙1・6・(3)）では「精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない」と記載されている。これらの記載のみからすると、留意事項3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね1級の区分に該当し得るともいえる。

しかし、「日常生活能力の程度」欄における、「『身の回りのことがほとんどできない』とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に完全な問題があり、『援助があっても自ら行い得ない』程度のものを言う。」とされているところ（留意事項3・(6)）、たしかに、請求人は、生活リズムの乱れがひどく、食べたい時に食べたいだけ食べ、入浴もあまり出来ず、金銭は動ける時に濫費してしまう状況ではあるが（別紙1・7）、請求人に対する援助の状況につき、どのような援助をどの程度受けているかについての具体的記述はないことから、請求人の日常生活能力が「援助があっても自ら行い得ない」程度にまで至っているとは判断し難い。

また、本件診断書（別紙1・6及び8）によれば、請求人は障害福祉等サービスを利用することなく、家族等との同居生活を維持し、通院も継続していることが認められる。これらのことから、請求人の日常生活能力の程度は、「援助があっても自ら行い得ない」程度にまで至っているとはいえず、「必要な時には援助を受けなければできない」程度のものといえる。

したがって、請求人の活動制限の程度は、判定基準等によれば、障害等級のおおむね1級程度には至っておらず、おおむね2級程度に該当すると判定するのが相当である。

### (3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」（1級）に至っているとは認められず、「日常生活に著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級2級に該当するものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分

に違法又は不当な点は認められない。

3 なお、請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張しているが、前述（1・(4)）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級2級と認定するのが相当である（2・(3)）ことから、請求人の主張に理由はない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2（略）